

新型コロナウイルス感染拡大に伴う 定期乗車券・回数乗車券の 特例払いもどしの取扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、2021年1月7日に政府より1都3県を対象とする緊急事態宣言が発令されました。こちらに伴い、定期乗車券と回数乗車券を使用しないため、払いもどしを希望するお客さまに対して下記の取扱いをいたします。

1. 定期乗車券

(1) 対象となる乗車券

2021年1月7日までに購入かつ、緊急事態措置期間（2021年1月8日～緊急事態措置期間の最終日まで）の全部、または一部期間をその有効期間に含む鉄道定期乗車券
通勤定期券、通学定期券ともに対象です。京王バス金額式IC定期券は当取扱いの対象外となります。

(2) 払いもどしの計算方法

① 2021年1月7日までに有効開始となる定期乗車券

緊急事態宣言発令日の2021年1月7日を申出日として払いもどしをいたします。

- ・定期運賃から、経過した期間を月単位（1ヶ月未満の日数は1ヶ月単位に切り上げます）で計算した定期運賃を差し引いて払いもどしいたします。なお、有効開始日を含む7日以内の場合は定期運賃から、経過日数分の往復普通運賃を差し引いて払いもどしいたします。なお、別途手数料が220円必要となります。

② 2021年1月8日以降に有効開始となる未使用の定期乗車券

当該定期券の有効開始日の前日を申出日として払いもどしをいたします。

- ・定期運賃から手数料220円を差し引いて払いもどしいたします。

※ただし、①・②いずれの場合も当該定期券を使用した場合はその最終使用日を申出日として払いもどしをいたします。

【注意事項】

定期乗車券を一定期間ご利用にならなかった際、PASMO定期券の場合は払いもどし前に同じカードへの定期券やIC企画乗車券を購入されると、払いもどし対象となる定期券情報の確認ができなくなるため払いもどしをお受けいただくことが出来なくなります。

また、払いもどし額等のご不明点については、駅係員へお尋ねください。

2. 回数乗車券

(1) 対象となる乗車券

2021年1月7日までに購入かつ、緊急事態措置期間（2021年1月8日～緊急事態措置期間の最終日まで）の全部、または一部期間をその有効期間に含む回数乗車券。

(2) 払いもどしの計算方法

有効期間が既に過ぎている場合であっても、特例により有効期間内に払いもどしのお申し出をされたらとみなして、払いもどしをいたします。発売額からご使用枚数分の普通旅客運賃と手数料220円を差し引いて払いもどしいたします。

3. 払いもどし期間

緊急事態措置期間の終了日の1年後

4. 払いもどし取扱い箇所

(1) 定期乗車券

定期券発売窓口

新宿駅、千歳烏山駅、調布駅、高幡不動駅、京王八王子駅、京王多摩センター駅、渋谷駅、吉祥寺駅

(営業時間：7：30～20：00)

(2) 回数乗車券

京王線・井の頭線各駅